

<景観形成方針>

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。

- ・歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に努めます。
- ・古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

注) : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準																				
ア 配置・規模	d)	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。 	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物は、高さを抑えるとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。			P. 18																
			<ul style="list-style-type: none"> ●まちなみの連続性の維持 ○周辺に歴史的まちなみなどが残っている場合には、壁面の位置を揃えたり塀を設置したりして、連続性を確保する。 	<input type="checkbox"/> 建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。			P. 19																
イ 形態・外観	b)	歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的まちなみが持つ形態特性の活用 ○歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や^{ひさし}庇、格子などのデザイン要素を活かす。 	<input type="checkbox"/> 建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れて歴史的まちなみの連続性を確保する。			P. 22																
ウ 色彩	b)	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">■推奨色</th> </tr> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="2">2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>Y R～2. 5</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td rowspan="2">2～7程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	■推奨色			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	Y R～2. 5	3程度以下	Yの場合	2～7程度	3程度以下	その他の場合	1程度以下	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。			P. 30
■推奨色																							
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																					
Rの場合	2～7程度	2程度以下																					
Y R～2. 5		3程度以下																					
Yの場合	2～7程度	3程度以下																					
その他の場合		1程度以下																					

		景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
		景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観と調和した色彩の使用 □歴史的まちなみ ○歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> □歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 				P. 30
			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観と調和した色彩の使用 □歴史的まちなみ ○マンションなどの大規模建築物を計画する場合には、空が背景となる高層部に明度の低い色彩を用いると、まちなみから突出して見えるため、低層部には低い明度を、高層部はやや明るめの明度を用いるなど、周辺との調和に十分配慮することが大切です。 	<ul style="list-style-type: none"> □大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高めの明度を用いるなど、周囲との調和に配慮する。 				P. 30
	エ 素材	a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和への配慮 ○歴史的なまちなみや集落などでは、伝統的に使用されてきた素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □建築物の低層部には、伝統的に使用されてきた素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 				P. 32
	オ 緑化	a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺のまちなみと調和した緑化 ○歴史的まちなみや地域の緑地環境など、地域の持つ個性的な景観との調和に配慮して緑化する。 	<ul style="list-style-type: none"> □歴史的まちなみに調和した緑化を行う。 				P. 35
	カ その他	a) 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。 				P. 42